

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染に関する 健康被害に係る緊急措置事業について

平成15年、茨城県神栖町(当時)において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸(以下「DPAA」)による環境汚染に起因すると考えられる健康影響が生じていることが判明した。

そのため、平成15年6月「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(閣議了解)に基づき、環境省において、DPAAのばく露が確認された者を通じて、早急に症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資することを目的に、以下の緊急措置事業を実施している。

<緊急措置事業の内容>

- (1) 医療等の給付
- (2) 健康管理調査の実施
- (3) 精神発達調査の実施¹
- (4) 小児支援体制整備事業の実施²
- (5) 専門家による調査研究の実施

本事業は、当初、平成20年6月を目途として、DPAAのばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴いて、その目的を達成したと認めたときに終了することとされていたが、平成20年5月本臨床検討会の意見を聴き、3年間の事業の継続を決定している。その後、平成23年6月にも本臨床検討会の意見を聴き、更に3年間の事業の継続を決定している。

現行の要綱では、平成26年6月を目途として、同様の検討を行うこととされており、今般、平成26年7月以降も継続するか否かについて検討が求められている。

- 1 小児期にDPAAにばく露し、精神発達遅滞がみられた者で、検討会の意見を聴いて調査の必要があると認められた者に対し、症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安解消等に資するため、精神発達に関する調査を平成23年度より開始。
- 2 特に小児においてDPAAによる発達面等への影響が懸念され、成長過程において今後多様な環境変化も予見されるため、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を調整する事業を平成20年度より開始。